

2018年11月12日

「入管難民法改正法案」について【談話】

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
事務局長 千葉 崇

11月2日に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、今週より審議が開始されることとなっています。

この法案は、人手不足が深刻な業種を対象に新たな在留資格を創設し、2025年までに50万人を超える単純労働者を含む外国人労働者の受け入れを目指しています。

一方で、外国人労働者に対する社会保障制度の不備や、労働環境の整備に関する懸念など憂慮すべき点が多く含まれていることから、議論が不透明なまま進められることなく、丁寧な法案の審議を求めます。

サービス連合は、サービス・ツーリズム産業の持続可能な発展や観光立国の実現に向けて、今後も「入管難民法改正法案」に対し、国会に意見反映させるとともに、社会に対してもメッセージを発信していきます。

以 上



サービス・ツーリズム産業労働組合連合会(サービス連合)

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階

Tel:03-5919-3261 Fax:03-5919-3264 URL:<http://www.net-stu.com>